

守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱[新旧対象表]

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第3条 支援事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく守谷市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）自主返納をしたときに満65歳以上の者 （2）満64歳の者で、法第92条の2に規定する有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前からその者の誕生日の前日までに自主返納をした者	(対象者) 第3条 この支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている満年齢65歳以上の者で、平成21年11月1日以降、有効期間内の全ての運転免許証を自主返納するもの